

日野町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減し、若年層の人口流入および定住を促進し、もって少子化の対策を図るため、本町への定住を希望する新婚世帯の住宅費に対し、予算の範囲内で日野町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請年度の前年度の1月1日から申請年度の2月末日までの間（以下「補助対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供するための建物（共同住宅および併用住宅を含む。）をいう。
- (3) 取得 新たな住宅の建築または建売住宅もしくは中古住宅を購入し、所有権保存登記（建売住宅または中古住宅の購入の場合は、所有権移転登記）が完了することをいう。
- (4) 住宅費 補助対象期間に婚姻を機に日野町内で新たに住宅を取得（契約書を交わさない売買および工事請負ならびに贈与および相続によるものを除く。）する際に要した費用のうち、建物の購入費ならびに新築に係る工事費および設計費をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体より、学生の就学および生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 交付申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦ともに満39歳以下であること。
- (3) 夫婦の所得（夫婦に係る直近の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）を合算した金額。）が500万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあっては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額）であること。

- (4) 夫婦のいずれもがこの要綱の規定による補助金または他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）からのこの要綱と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 町税等の滞納がないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団もししくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 夫婦の双方または夫もしくは妻が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。

（補助対象経費および補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象期間において生じた住宅費または婚姻日から起算して1年前以内に取得した住宅の住宅費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、婚姻日において、夫婦の双方の満年齢が29歳以下の新婚世帯は30万円、夫婦の双方または一方の満年齢が30歳以上39歳以下の新婚世帯は20万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日野町結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本または婚姻届受理証明書
- (2) 新婚世帯の住民票（個人番号の記載がないもの。）
- (3) 新婚世帯の直近の所得・課税証明書の写し
- (4) 振込先口座が確認できるものの写し（夫婦のいずれかのものに限る。）
- (5) 住宅の売買契約書または工事請負契約書の写しおよび領収書その他の支払が確認できる書類の写し
- (6) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定申請）

第6条 次年度に補助金の交付を受けようとする者であって、補助対象期間に前条に定める交付申請を行うことが困難なものは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 日野町結婚新生活支援補助金資格認定申請書（別記様式第2号）

- (2) 婚姻後の戸籍謄本または婚姻届受理証明書
- (3) 新婚世帯の住民票（個人番号の記載がないもの。）
- (4) 新婚世帯の直近の所得・課税証明書の写し
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、日野町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、日野町結婚新生活支援補助金交付却下通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（資格の認定）

第8条 町長は、第6条の規定にする申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 町長は、資格の認定の可否を決定したときは、日野町結婚新生活支援補助金資格認定可否決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 前項規定により資格の認定を受けた者は、第5条に規定する交付申請を行うときは、日野町結婚新生活支援補助金資格認定可否決定通知書の写しを町長に提出しなければならない。

（実績報告および額の確定）

第9条 規則第12条の規定にかかわらず、補助金に係る実績報告は、第5条に規定する交付の申請をもってなされたものとみなす。

2 規則第13条の規定にかかわらず、補助金の額の確定は、第7条第2項に規定する交付決定をもってなされたものとみなす。

（補助金の請求および交付）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに日野町結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第6号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書の提出があったときは、受理した日から30日以内に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 交付決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第13条 町長は、補助金の交付前または交付後にかかるわらず、必要があると認めるときは、申請者に対して、報告または書類の提出を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告または書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。